

【商品概要説明書】

A T M 専用 定期 預 金

(平成23年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・ A T M専用定期預金（金利上乘せ）									
2. 販売対象	・ 個人のお客様									
3. 期 間 ・ 自動継続の 取扱い	<p>・ スーパー期日指定定期預金…最長3年、据置期間1年 （この預金は、元金の全部または一部金額「1万円以上」について預入日の1年後の応答日から3年までの間の任意の日を満期日に指定できます。ただし、満期日の指定は1か月前までに通知が必要です。）</p> <p>・ スーパー定期<単利型>…1か月、3か月、6か月、1年、2年</p> <p>・ スーパー定期<複利型>…3年、4年、5年</p> <p>※ いずれも自動継続の取扱いとなります。ただし、継続の回数につきましては、下記のとおり預入期間に応じて限度があります。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>・ 1か月 = 95回</td> <td>・ 1年 = 9回</td> <td>・ 4年 = 2回</td> </tr> <tr> <td>・ 3か月 = 39回</td> <td>・ 2年 = 4回</td> <td>・ 5年 = 1回</td> </tr> <tr> <td>・ 6か月 = 19回</td> <td>・ 3年 = 3回</td> <td></td> </tr> </table>	・ 1か月 = 95回	・ 1年 = 9回	・ 4年 = 2回	・ 3か月 = 39回	・ 2年 = 4回	・ 5年 = 1回	・ 6か月 = 19回	・ 3年 = 3回	
・ 1か月 = 95回	・ 1年 = 9回	・ 4年 = 2回								
・ 3か月 = 39回	・ 2年 = 4回	・ 5年 = 1回								
・ 6か月 = 19回	・ 3年 = 3回									
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<p>・ 当行本支店等の自動機で下記により通帳による預入ができます。ただし、通帳中の左上にバーコードが印刷されている通帳に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期預金通帳への預入 元利継続のみ可能 ○ 総合口座通帳への預入 期間3ヵ月以上、金額1万円以上1,000円単位 ○ 現金の場合 1取引1,000円以上1,000円単位、1百万円以下 ○ キャッシュカードの場合 1取引1,000円以上1,000円単位、999万9千円以下 <p>(2) 預入金額 ・ 1,000円以上1,000万円未満</p> <p>(3) 預入単位 ・ 1,000円単位</p>									
5. 払戻方法	・ 定期預金の満期または解約の払戻しは、お取引店（口座開設店）窓口のみの取扱いとなります。									
6. 利 息 (1) 適用金利	<p>・ スーパー期日指定定期預金</p> <p>預入時における店頭表示利率に、0.05%上乘せした利率を、実際に預けられた期間（1年以上2年未満、2年以上3年未満で期間別利率を設定）に応じ初回満期日まで適用します。（固定金利）なお、自動継続時には店頭表示利率を適用します。</p>									

<p>(2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税 金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期＜単利型／複利型＞ 預入時における店頭表示（300万円未満と300万円以上の2段階で金額階層別金利を設定）の利率に0.05%上乗せした利率を、初回満期日まで適用します（固定金利）。なお、自動継続時には店頭表示利率を適用します。 ・預入時の定期預金種別により、スーパー期日指定定期預金またはスーパー定期の利払方法、計算方法に準じて取扱います。 ・20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%）となります。ただし、お持ちの通帳の定期預金口座にマル優限度額が設定されている場合、マル優の取扱いができません。
<p>7. 手数料</p>	<p>——</p>
<p>8. 付加できる特約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いで預入期間3カ月以上、金額1万円以上のものは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率）
<p>9. 預金保険の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用されます。（保護対象預金等の合算で、1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。）
<p>10. 元本欠損リスクと要因</p>	<p>——</p>
<p>11. 権利行使上の制限 ・中途解約の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず満期日前に解約する場合は、下表13. の中途解約利率を適用します。
<p>12. 想定されるリスク</p>	<p>——</p>
<p>13. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合の中途解約利率（小数点第4位以下切捨）は、該当定期預金（スーパー期日指定定期預金またはスーパー定期「単利型／複利型」）商品概要説明書の該当項目をご参照ください。
<p>14. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の該当定期預金（スーパー期日指定定期預金またはスーパー定期「単利型／複利型」）商品概要説明書をご参照ください。
<p>15. 預金取引に関わること ご相談・苦情窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。 ・静岡中央銀行 【ご連絡先】お客様相談窓口 【電話番号】0120-700-858 【受付時間】午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日） 【Eメール】info@shizuokachuo-bank.co.jp ・一般社団法人全国銀行協会（指定紛争解決機関） 【ご連絡先】全国銀行協会相談室 【電話番号】0570-017109（一般電話から）または03-5252-3772（携帯電話・PHSから） 【受付時間】午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日）